



令和 6 年度介護保険改正・社会保障審議会介護保険部会意見抜粋

令和 6 年度改正に向けて社会保障審議会一介護保険部会の意見取りまとめの資料が 12/20 厚生労働省のホームページにアップされました。以下は一部を抜粋したのになります。詳細は出典元をご確認ください。

【 I 地域包括ケアシステムの深化・推進】

在宅サービスの基盤整備	・複数の在宅サービス(訪問や通所など)を組み合わせる提供する複合型サービスの類型の新設を検討
介護情報利活用の推進	・自治体・利用者・介護事業者・医療機関等が、介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するため、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置づける方向で、自治体等の関係者の意見も十分に踏まえながら検討
総合事業の多様なサービスの在り方	・実施状況・効果等について検証を実施 ・第9期を通じて充実化のための包括的な方策を検討。その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進。また、多様なサービスをケアプラン作成時に適切に選択できる仕組みの検討
要介護認定	・より多くの保険者が審査の簡素化に取り組むよう、簡素化事例の収集・周知。今後、ICT や AI の活用に向けて検討 ・コロナの感染状況を踏まえ、ICT を活用して認定審査会を実施できるとする取扱いについて、コロナの感染状況を問わず継続

【 II 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保】

経営の大規模化・協働化等	・社会福祉連携推進法人の活用促進も含め、好事例の更なる横展開 ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」も踏まえ、各サービスにおける管理者等の常駐等について、必要な検討
財務状況等の見える化	・介護サービス事業所の経営情報を詳細に把握・分析できるよう、事業者が都道府県知事に届け出る経営情報について、厚生労働大臣がデータベースを整備し公表
1号保険料負担の在り方	・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る
「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準	・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る

【出典】厚生労働省社会保障審議会介護保険部会意見：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29930.html

介護保険制度の見直しに関する意見：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001027165.pdf>

介護保険制度の見直しに関する意見(概要)：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001027166.pdf>

処遇改善支援補助金報告書の提出期限が迫っています

処遇改善支援補助金を受けられた事業所様は報告書の提出が必要です。

大阪府の締め切りは令和 5 年 1 月 31 日です。申請は大阪府行政オンラインシステム(<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/kaigo/syogujisseki.html>)から行います。

また、年明け早々締め切りという自治体もあるようですので、詳しくは自治体にご確認ください。



保守グループ 野口 万貴

今年も残すところあと数日となりました。お正月には久しぶりに姪っ子に会えるので楽しみにしています。小さな子の成長の早さには毎回驚かされます。私もまだまだ成長していきたいです。来年もどうぞよろしくお願い致します。